

**第4次中播衛生施設事務組合  
地球温暖化対策実行計画**

**令和4年3月**

**中播衛生施設事務組合**

## ■目次

<b>1. 背景</b> .....	<b>2</b>
<b>2. 基本的事項</b> .....	<b>2</b>
(1) 目的	
(2) 対象とする範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 計画期間	
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	
<b>3. 二酸化炭素の排出状況</b> .....	<b>3</b>
(1) 二酸化炭素総排出量及び要因別排出状況	
(2) 燃料等の使用量及び二酸化炭素排出量の推移	
<b>4. 二酸化炭素の排出削減目標</b> .....	<b>5</b>
(1) 二酸化炭素の削減目標	
<b>5. 目標達成に向けた取組</b> .....	<b>5</b>
(1) 取組の基本方針	
(2) 具体的な取組内容	
<b>6. 進捗管理体制と進捗状況の公表</b> .....	<b>7</b>
(1) 推進体制	
(2) 点検・評価・見直し体制	
(3) 進捗状況の公表	

## 1. 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての都道府県及び市町村等が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

## 2. 基本的事項

### (1) 目的

中播衛生施設事務組合地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、中播衛生施設事務組合（以下「組合」といいます。）が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化な(2)どの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

### 対象とする範囲

実行計画の対象範囲は、本組合が行う全ての事務・事業とします。

(3) なお、外部委託を実施している事務・事業は対象外ですが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請します。

### 対象とする温室効果ガス

実行計画で対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素）のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）のみとします。

## 計画期間

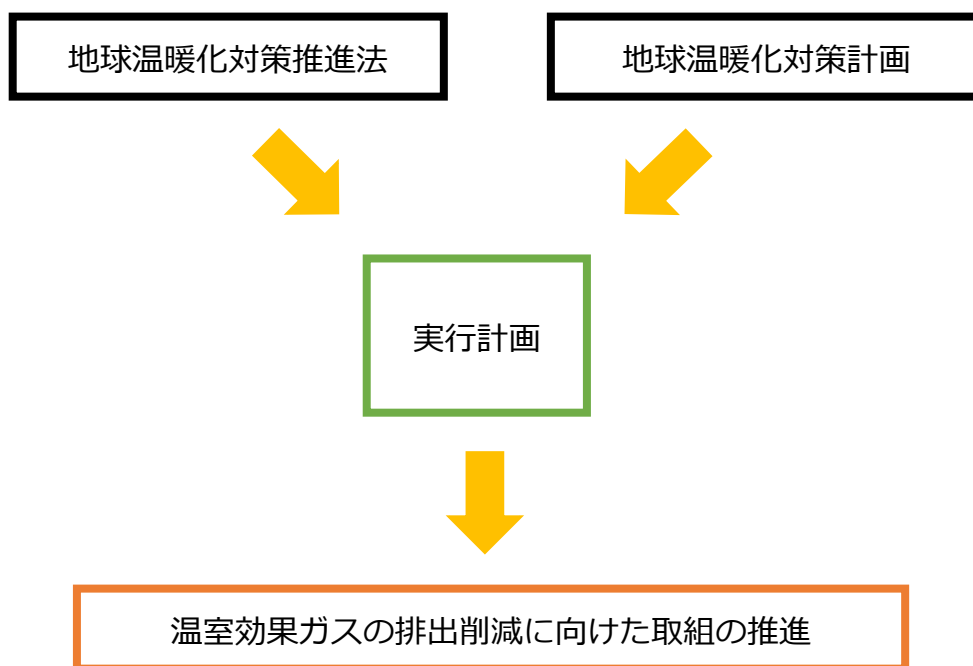
令和 3 (2021) 年度から令和 12 (2030) 年度末までを計画期間とします。また、計画開始から 5 年後の令和 7 (2025) 年度に、計画の見直しを行います。

### (4) 計画期間のイメージ

項目	年度							
	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	...	令和 12 (2030)
期間中の事項	基準 年度	計画 開始				計画 見直し		目標 年度
計画期間		→						

## 上位計画及び関連計画との位置付け

- (5) 実行計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。



(1)

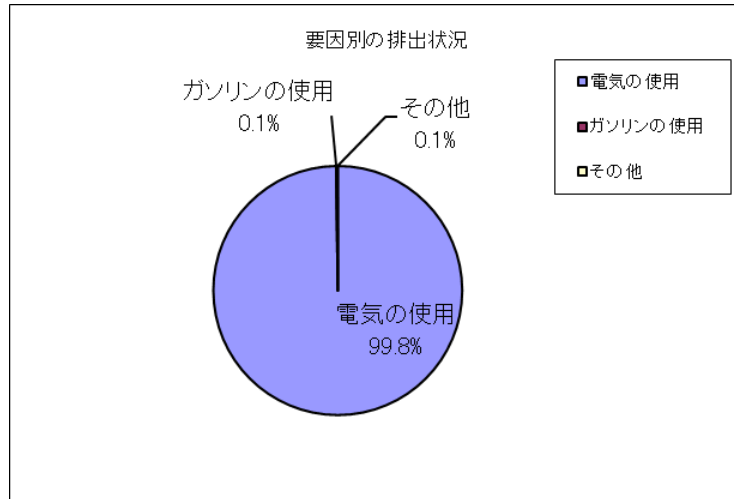
### 3. 二酸化炭素の排出状況

#### 二酸化炭素総排出量及び要因別の排出状況

本組合の事務・事業に伴う二酸化炭素排出量は、第 3 次実行計画最終年度である令和 2 (2020) 年度において 425,506 kg-CO<sub>2</sub> となっています。

また、エネルギー種別では、関西電力(株)から供給される電気の使用に伴って排出される二

酸化炭素が全体の 99.8%を占め、次いでガソリンの使用が 0.1%、その他が 0.1%となっています。電気使用量のほとんどがし尿処理プラントに要するものであり、ガソリンは公用車（乗用車）及び刈払機の燃料で、その他はダンプカー、フォークリフト、自家発電装置の軽油及び石油ストーブの灯油です。



(2) 燃料等の使用量及び二酸化炭素排出量の推移

基準年度（平成 25（2013）年度）以降の燃料等の使用量及び二酸化炭素排出量の推移は以下のとおりです。

区分	単位	第3次計画期間							
		H25 (2013) 基準年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
灯油	ℓ	20	40	60.1	60	80	60	60	40
ガソリン	ℓ	560.55	608.7	568.5	572.22	403.30	331.60	340.11	266.52
軽油	ℓ	190	107.2	167	40	114.40	94	130.30	85.00
電気	kWh	1,260,907	1,217,422	1,227,726	1,230,052	1,207,304	1,184,307	1,155,659	1,172,842
CO2排出量	kg-CO2	660,036	648,241	626,814	627,677	526,607	496,202	484,340	425,506
	H25年度比	0.0%	-1.8%	-5.0%	-4.9%	-20.2%	-24.8%	-26.6%	-35.5% (目標:-3.0%)
(参考1) kg-CO2/kWh		0.523	0.532	0.511	0.510	0.436	0.419	0.419	0.363
(参考2) 搬入量	kℓ	28,378	28,179	28,100	25,082	24,065	23,323	23,291	24,523
	H25年度比	—	-0.7%	-1.0%	-11.6%	-15.2%	-17.8%	-17.9%	-13.6%

## 4. 二酸化炭素の排出削減目標

### 二酸化炭素の削減目標

- 目標年度（令和 12（2030）年度）に、基準年度（平成 25（2013）年度）比で 38%削減（令和 2（2020）年度比で 5%削減）することを目標とします。なお、兵庫県の目標設定は令和 12（2030）年度に平成 25（2013）年度比で 35%～38%削減であり、実行計画の
- (1) 最終年度及び削減目標数値は兵庫県の目標設定を参考としました。

二酸化炭素の削減目標

項目	基準年度 (平成 25 (2013) 年度)	目標年度 (令和 12 (2030) 年度)
二酸化炭素の排出量	660,036 kg-CO <sub>2</sub>	404,205 kg-CO <sub>2</sub>
削減率	-	38%

## 5. 目標達成に向けた取組

- (1) 取組の基本方針
- 二酸化炭素の排出要因である、電気使用量とガソリン・灯油などの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。
- (2) 具体的な取組内容
- ①し尿処理プラント運転等
- ・現状行っている維持管理経費の低減を目指した、効率的できめ細かい運転管理の継続・改善に努めます。
  - ・設備機器等の点検整備を適切に実施し、能力低下を防ぐよう努めます。
  - ・搬入量の減少、低負荷に対応した運転を適切な時期に導入します。
- ②施設設備の改善等
- ・高効率照明、空調機への買い換えを順次検討します。
  - ・公用車の更新時に小型車や低燃費車、ハイブリットカーの導入を図ります。
- ③物品購入等
- ・電気製品等の物品の新規購入、リースをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努めます。
  - ・事務用品は詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入します。
  - ・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入します。

- ・物品の購入にあたっては、簡易包装を心がけます。
- ・備品、事務用品等は再利用や修理による長期使用に努めます。

#### ④その他の取組

##### 1) 電気使用量の削減

- ・コピーやパソコンの効率的な使用に努め、昼休み・時間外勤務時には消灯を心がけ必要最小限での使用に努めます。
- ・使用していない OA 機器等の電源をこまめに切ります。
- ・トイレ、給湯室等に利用者がいない場合は消灯します。
- ・扇風機等を使用し、冷房効果の向上を図ります。
- ・OA 機器、家電製品等の更新及び導入にあたっては必要最小限の機能・能力・消費電量を考慮します。
- ・毎週金曜日を定時退庁日とします。

##### 2) 燃料使用量の削減

- ・空調設備の温度管理を適切に行います。
- ・出張の際は可能な限り公共交通機関を利用します。
- ・公用車を使用の際は急発進や急加速を避けエコドライブに努め、荷物積み下ろし時や待機時にエンジンを停止するなどアイドリングストップを心がけます。

##### 3) ゴミの減量、リサイクル

- ・使用済封筒やファイル等事務用品の再利用に努めます。
- ・コピー機やプリンターのトナーカートリッジは、業者による回収を徹底します。
- ・廃棄物の分別排出の徹底に努めます。
- ・使い捨て容器の購入は極力控えます。

##### 4) 用紙類

- ・両面コピーや裏面利用、複数枚集約印刷に努めます。
- ・ミスコピー用紙をメモ用紙等に使用します。
- ・印刷ミスを防ぐため、プレビューの確認を徹底します。
- ・リサイクル用紙の購入に努めます。
- ・文書及び資料等の共有化は電子メールや回覧等を活用します。
- ・資料の印刷部数は余剰とならないよう努めます。

##### 5) 水道

- ・歯磨き及び食器洗い等の際は水の出しっぱなしをやめ、節水に努めます。

- ・自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努めます。

#### 6) 環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- ・環境保全研修等を積極的に受講します。
- ・職員が参加出来る環境保全活動について、必要な情報提供を行います。
- ・クールビズ・ウォームビズを推進します。

## 6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

### 推進体制

本組合実行計画を推進するために、「推進本部」、「地球温暖化対策推進担当者」を設置し、

(1)取組を着実に推進します。

#### ①推進本部

事務局長を本部長とし、全職員をもって組織します。また、実行計画の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

#### ②地球温暖化対策推進担当者

1名以上の地球温暖化対策推進担当者を設置します。当該担当者は実行計画の推進及び進捗状況を把握し、実行計画の総合的な推進を図るとともに進行管理を行います。

(2)

### 点検・評価・見直し体制

本組合実行計画は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、実行計画の見直しに向けたPDCAを推進します。

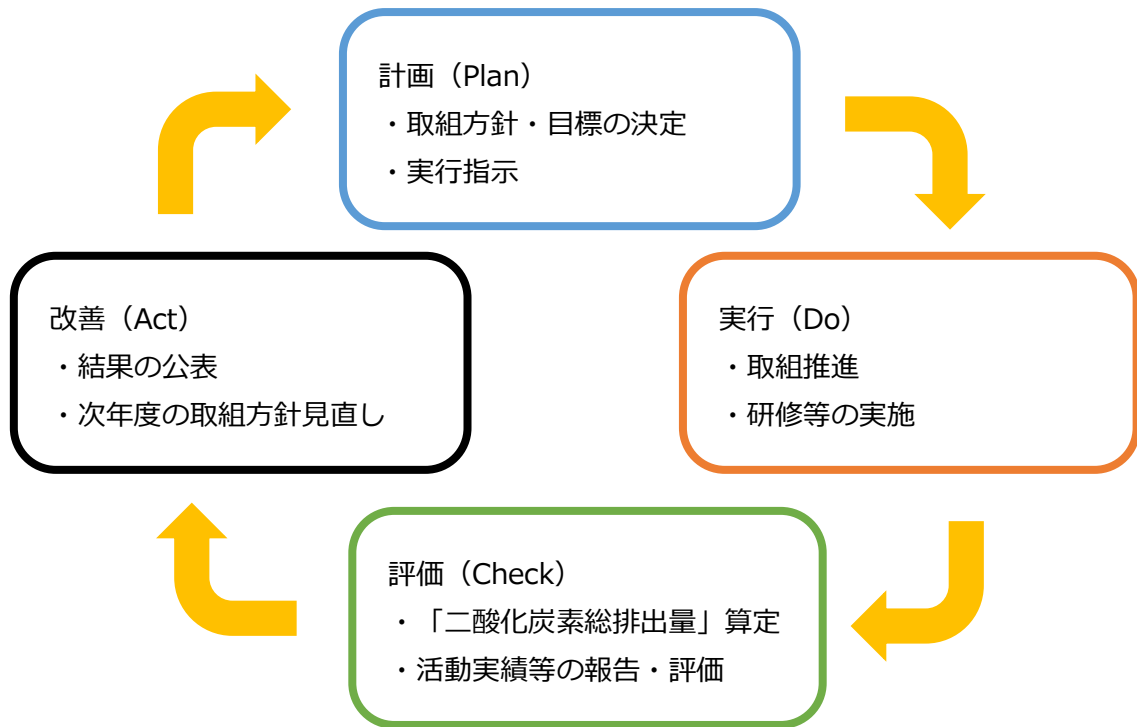
#### ①毎年のPDCA

本組合実行計画の進捗状況は、推進担当者が定期的に進捗状況の把握を行い、推進本部は毎年1回進捗状況の点検・評価を行います。

#### ②見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

推進本部において毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（令和7年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、実行計画の改定を行います。





(3) 進捗状況の公表

本組合実行計画の進捗状況及び二酸化炭素排出量については、年 1 回ホームページ等で公表します。